

何歳から年金を受けられるか 確認しましょう

厚生年金や共済組合に加入したことがある方は、生年月日や性別によって年金の支給開始年齢が異なります。何歳から受けられるか五頁の図で確認してみましょう。国民年金のみの方は、六五歳から年金を受けられます。ただし、年金を受けるためには一〇年の加入期間など、一定の条件を満たしていることが必要です。

※平成二九年八月から、受給資格期間が二五年から一〇年に短縮されました。

何年加入したら年金が受けられる？

10年以上 = 国民年金加入期間^{※1} + 厚生年金加入期間(会社員等) + 共済組合加入期間(公務員等) + カラ期間^{※2}

国民年金加入期間^{※1} (自営業・農業・会社員や公務員の妻)

※1 保険料納付済期間または保険料免除期間(半額免除等は必要な保険料を納付していること)。
 ※2 カラ期間とは、加入期間には加えるが、年金額の計算には入れない期間。厚生年金や共済組合加入者の配偶者で昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間、国民年金に任意加入しなかった20歳から59歳までの期間や、平成3年3月以前の学生であった期間など。

遺族年金に必要な受給資格期間について

老齢年金の受給資格期間(10年)を満たした場合であっても、老齢年金を受けられる方が亡くなった場合の遺族年金の受給には、原則として亡くなった方に25年以上の加入期間または下記の①、②、③のいずれかの期間が必要です。

原則25年以上
または右の①②③のいずれかを満たしていること

① 厚生年金加入期間
男性40歳 } 以降の期間
女性35歳 }
||
生年月日に応じて
15年～19年以上
(中高齢の特例^{※3})

② 厚生年金加入期間 + 共済組合加入期間
||
生年月日に応じて
20～24年以上
(被用者年金の加入期間の特例^{※4})

③ 厚生年金加入期間 + 共済組合加入期間 + 国民年金加入期間 + カラ期間
||
25年以上

※3 下表のとおりに入期間が短縮されます。

生年月日	加入期間
昭和22年4月1日以前	15年以上
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年以上
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年以上
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年以上
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年以上

※4 下表のとおりに入期間が短縮されます。

生年月日	加入期間
昭和27年4月1日以前	20年以上
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年以上
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年以上
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年以上
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年以上

厚生年金・共済組合に加入した方の支給開始年齢

生年月日 赤字は厚生年金の女性の場合	受けられる年金の種類と支給開始年齢					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳…
昭和16年4月1日以前 昭和21年4月1日以前				報酬比例部分		老齢厚生年金
				定額部分		老齢基礎年金
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日 昭和21年4月2日～昭和23年4月1日				報酬比例部分		老齢厚生年金
				定額部分		老齢基礎年金
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日 昭和23年4月2日～昭和25年4月1日				報酬比例部分		老齢厚生年金
				定額部分		老齢基礎年金
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日 昭和25年4月2日～昭和27年4月1日				報酬比例部分		老齢厚生年金
				定額部分		老齢基礎年金
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日				報酬比例部分		老齢厚生年金
				定額部分		老齢基礎年金
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日				報酬比例部分		老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日				報酬比例部分		老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日				報酬比例部分		老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日				報酬比例部分		老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日				報酬比例部分		老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭和36年4月2日以後 昭和41年4月2日以後						老齢厚生年金
						老齢基礎年金

* 60歳から65歳になるまでの年金は、特別支給の老齢厚生年金[※]と呼ばれ、報酬比例部分と定額部分とに分けられています。

* 共済組合に加入した女性が共済組合加入期間分の年金を受け始める年齢は、男性と同様になります。

* 厚生年金または共済組合の加入期間が単独で44年以上ある方や一定以上の障害がある方が退職しているときは、報酬比例部分の支給開始時に定額部分も受けられる特例があります。

※平成27年10月から共済組合の退職共済年金も老齢厚生年金となりました。

会社員と専業主婦の夫婦

妻六五歳で夫婦の年金が満額に

令和八年度に六〇歳になる会社員であった夫は、[※]六五歳から、専業主婦であった妻も六五歳から年金を受けます。

現役時代には夫の収入のみで生活してきた夫婦も、年金は夫と妻それぞれが自分名義で受けることとなります。夫が六五歳になったときと、妻が六五歳になってからでは年金額が変わります。妻が六五歳になったとき、夫婦の年金が満額になります。

注意

※生年月日による違いがあります。



夫に扶養される妻は第3号被保険者

国民年金の第3号被保険者とは、昭和61年4月にはじまった制度で、会社員や公務員に扶養される配偶者が対象です。第3号被保険者であった期間は、国民年金保険料を納付した期間として年金を受けます。なお、夫が退職した後は、第3号被保険者であった60歳未満の妻は、60歳になるまで第1号被保険者として国民年金の保険料を納めます。市区町村の窓口で手続きをしましょう。



妻がいるから受けられる加給年金額

妻が65歳になって自分自身の年金を受けられるようになるまで、夫が65歳から受ける老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。妻が年金を受け始めると妻自身の年金に振替加算が加算されます。

(⇒16頁)



基本の受給パターン（モデルケース）

夫が受ける年金



昭和39年5月生まれ。厚生年金に40年加入。
加入中の平均月給は36万円、ボーナスは年間3ヵ月分。

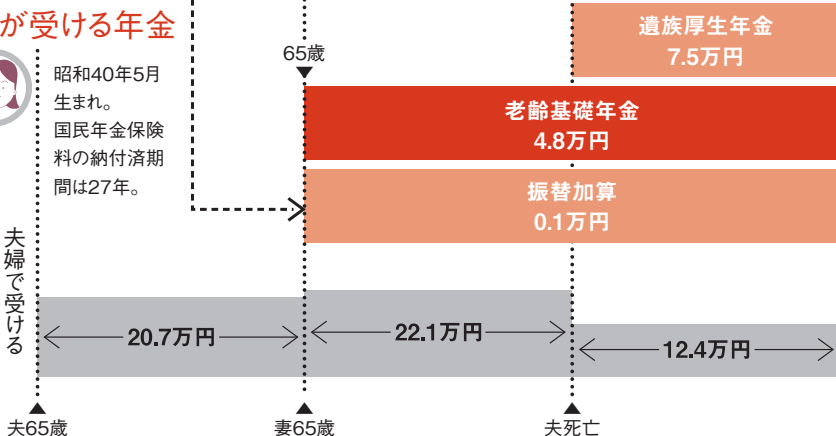


妻が受ける年金



昭和40年5月
生まれ。
国民年金保険
料の納付済期
間は27年。

夫婦で受ける
およその年金月額



* 年金額は令和8年度の月額で計算しています。

Check Point

「基本の受給パターンでは、貯蓄を取り崩さないと生活費を賄えないので心配」という場合には、次のような受給方法もあります。

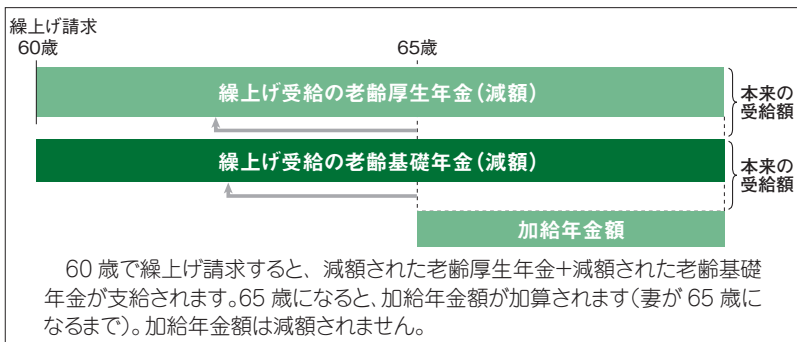
- ① 65歳までの年金額を増やす⇒繰上げ受給(8頁)
- ② 年金と給料をあわせてもらう⇒在職受給(9頁)

年金を繰り上げて早めに 受け始めることもできます

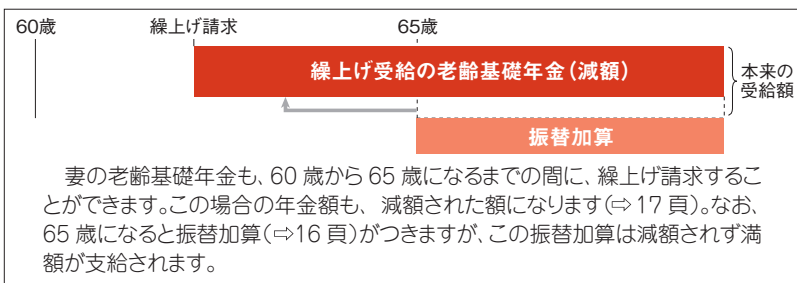
昭和四十一年四月二日以後生まれの夫の場合、年金の支給開始は六五歳ですが、これを繰り上げて、六〇歳から六五歳になるまでの間に受け始めることができます。このとき、繰上げは老齢厚生年金と老齢基礎年金をセットで行う必要があります。また、繰上げをすると、年金額は本来の受給額に比べて少なくなります。

↓17頁

夫の老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰上げ



妻の老齢基礎年金の繰上げ



メリット

繰り上げ受給をすることで、60歳前半の年金額を確保できます。



デメリット

繰り上げ受給による年金の減額が、生涯続き、ずっと減額された年金を受けます。